

2016年6月吉日
七大学若手会
会長 ジーコ

七大学若手会会員への行事告知依頼について

七大学若手会は2014年7月7日に設立（設立者：許志国）した旧七帝国大学卒の若手を正会員とするボランティア組織であり、既存各同窓会や同窓集まりと「相互補完」、「共存共栄」を目指しております。

七大学若手会会則を承認し、設立趣旨に賛同される各同窓関係団体からの告知依頼を歓迎しております。

告知依頼に当たり、告知された行事で七大学若手会の名を参加者に告知／紹介（配布資料や通知メールでの明記や代表者が口頭での紹介等）と、告知依頼の団体の全会員に七大学若手会を告知／紹介及び若手会1枚紹介資料を配布（PDF可、各自ここからダウンロード）して頂くことを告知依頼条件とさせていただきます。

七大学若手会の会員に告知依頼したい場合、下記告知依頼記入例を参考に、告知依頼フォーマットに従い、依頼文を記入した後、事務局に返送して下さい。事務局が処理した後、基本的に2週間以内を目安に若手会全会員に告知致します。依頼書改版の場合もありますので、依頼時必ず最新依頼書を使って下さい。

★告知依頼記入例★ [七大学若手会会則](#) [七大学若手会設立趣旨](#) [告知実績](#) ★告知依頼文★

注：①告知文章修正する場合があります。

②基本的に一つの行事は一回のみ（最大2回）告知依頼を受付致します。

③依頼は正式団体のみ受付、また依頼されても断る場合があります。

※代表者、規則、会員の三つの条件が揃えていない「非正式組織」で上記の依頼書が提出できず、若手会 Facebook でイベント告知をしたい場合、若手会のイベントと競合（例：同じ都市で同じ日での開催）がなく、相互補完関係であり、且つ「①組織の代表（会長等）、②イベント投稿者、③イベントの主要幹事（通知文に名前がある方全員）」の三つが若手会 ML 登録済（＝若手会設立趣旨に賛同）であることが前提条件。若手会の役員に確認して貰い、通知文に承認した役員の名前を明記し、若手会 Facebook でイベント告知が自由にできます。

[七大学若手会 HP に戻る](#)

※七大学若手会は全ての団体と個人に公平的に協力しておりますが、当会の活動に非協力的な団体または個人の場合、当会の活動参加や告知依頼を遠慮して頂きますよう宜しくお願い致します。

【作成：七大学若手会】